

令和7年度

「いじめ防止基本方針」

～笑顔と思いやりあふれる

阿木中学校をめざして～

【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



中津川市立阿木中学校

◇ もくじ ◇

I	いじめの基本認識（「いじめ防止 これだけは！」より抜粋）	P.2
II	いじめの未然防止	P.3
III	いじめの早期発見	P.4
IV	いじめ発見のポイント	P.5,6
V	いじめの早期対応	P.7,8
VI	いじめ防止の対策のための組織・関係諸機関との連携	P.9
VII	いじめ防止対策のための年間活動計画	P.10

参考資料）「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

いじめ防止対策推進法（一部抜粋）

2013年9月28日に施行

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（保護者の責務等）

第九条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校に

I いじめの基本認識 「いじめ防止 これだけは！」より

中津川市立阿木中学校

いじめをしない！させない！許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 <いじめ防止対策推進法第2条>

いじめを許さない学校づくり

そのために…

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない」意識の徹底
- 2 いじめを許さない学校づくり、学級づくりの推進
○生徒一人一人を大切にする教職員の意識や態度が重要
- 3 そのときの指導により解決したと即断せず、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことを継続

心構え：教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

- * すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる
- * 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

<「いじめ」に対する指導の基本的な考え方>

- 人間ならば、必ず「いじめの芽」をもっている。私たちの心にもある。
- その芽は自分との違いや自分の知らないことやものに対する不安、そこから生まれる攻撃性、または自分が攻撃されていると感じたときの防衛本能など生命の危険や母性本能などからくる本能的な営み、自分を自分の意思のままに動かせる支配欲など、すべての人間がもつ心から生まれるものである。
- いじめは本能的なものであり、誰にでもある。ただ、その本能をコントロールできる「理性」をもっているのも人間である。自分の中にある本能と理性、そのせめぎ合いを見つめ、目をそらさず、「理性＝他者を思う心」が「本能＝自分を守る心」をコントロールできる生徒を育てることが重要である。

Ⅱ いじめの未然防止

1 未然防止の考え方

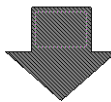
いじめはどの子にも起こり得るものとして、全ての生徒を対象に未然防止に取り組む。また、その基本として、生徒が、心を通じ合うことのできるコミュニケーション能力を育むことや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。そして、集団の一員としての自覚や自信を育み自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切と考える。

◎未然防止のポイント

- ◇子どもの「居場所」づくり
- ◇子ども同士の「絆」づくり
- ◇「規律」ある学級集団づくり
- ◇「学力」を身に付け、「自己有用感」をもてる生徒づくり

～一人一人がきちんと授業に参加できる学級集団の中で、

基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもつ生徒の育成～



《実践のポイント》

「居場所」と「絆」・「規律」のある 学校・学級づくりの推進

- 「規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える
行事や活動
- 「共感的な人間関係づくり」
- 「自発性・自治力」を磨く特別活動
(学年行事、生徒会活動)

生命や人権を大切にする指導

- 「生命尊重の精神や人権感覚を養う」
人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を知り、自他を大切にできる情報モラル教育
- いじめの問題と対応に重点化した職員研修

子供一人一人に対し、親身になって寄り添い、

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と生徒との人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気付きにくいところで起きることが多く、潜在化しやすいということを認識し、教師が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない姿勢が求められる。

また、生徒に関わるすべての職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

早期発見の基本

◇生徒の小さな変化を見逃さないために

→気になる様子や変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の観点でメモしておく。

◇情報を確実に共有するために

→教師間での情報交流を密にするだけでなく、定期的な情報交流の場（打合せ、生徒指導委員会）を通して全職員で共通理解を図る。

◇情報に基づき、速やかに対応するために

→必要に応じて、生徒指導委員会を軸に初期対応を協議し、組織的な対応を心がける。

日常的に行うこと

～生徒の小さな変化に気付くために～

- 朝の会での健康観察の場面で、一人一人の顔を見て観察する。
- 学習計画ノート等の記述に目を通し、書きぶりに敏感になる。
- 休み時間は可能な限り生徒につき、人間関係の把握をするだけでなく、積極的に生徒に声をかける。

定期的に行うこと

- 生徒の生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（教育相談や三者懇談等）を実施する。
- 気になる生徒については、生徒指導委員会で情報を共有し、短期的および長期的な支援を検討する。
- QUテスト等の実施と活用（分析・研修）を行う。

『アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする』

【相談しやすい環境づくり】

◎本人や周囲の生徒、保護者からの訴えに細心の注意をはらい、その思いを真摯に受け止める。

① 本人や周囲の仲間の生徒からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・危機感や不安に対しては、「全力で守る」という姿勢を伝える。
- ・必要に応じて、一時的な危険回避の場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に傾聴する姿勢を大切にする。
- ・事実関係や状況を客観的に把握し、同時に本人の心情面についても丁寧に聞き取る。

② 保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・生徒のよさや気になるところ等、学校の様子について日頃から連絡を行っておく。

Ⅳ いじめ早期発見のポイント

小さな生徒の変化を見逃さず（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって、大きないじめ問題に発展することを防ぐことができる。いじめの早期発見には、教師の鋭い観察力や人権感覚が重要な鍵となる。また、早期対応には教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記の「いじめ、差別等『発見、指導』のポイント」は一例であるが、日常生活での生徒つかみのポイントとして全職員の共通理解、共通行動を図る。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登下校

- ① 元気がない。（うつむいて歩く。とぼとぼとゆっくりすぎる足取りであるなど）
- ② 急に、一人で登下校し始める。
- ③ 自分以外のカバンをいくつも持っている。（自分のカバンを持たずに歩いている）
- ④ 登校後、朝活動に参加しないで、一人で教室にいる。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり、破損したりしている。（途中でのトラブル発生）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向の始まりの可能性）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 表情が暗い。泣いていたり、机に伏せたりしている。
- ② 遅れて教室に入ってくる。
- ③ 一人だけ机が隣の生徒と離されている。
- ④ 「一日の振り返り」のときなどに、小さなことでも集中的に名前が出る。
- ⑤ 強い口調で指示（命令調）されたり、責められたりする。
- ⑥ 呼び捨てやあだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（翌日への意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 学習用具をよく忘れる。（隠されたり、勝手に使われたりしている可能性もある）
- ② 机や持ち物に落書や破損がある。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いていたり、机に伏せていたりする。（仲間からの関わりもない）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 一人だけ机が隣の生徒と離されている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられたり、無視されたりする。まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 襟などに何か入れられる、いたずら書きなどをはさまれる。
- ⑩ 保健体育の授業や委員会するとき、他の生徒が対象生徒のいすに座るのをためらう様子がある。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない場合もある）
- ⑫ 本来とは異なる席に着いている。（特に特別教室のときに起きやすい）
- ⑬ きつい仕事や人気のない係を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらない。乱雑になった。など無気力で、集中して話が聞けない。
- ⑮ グループ学習や小集団活動のとき、特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れてくる。（様々な理由を付ける）

4, 休み時間

- ① よく一人で職員室や保健室に来る。(職員室の前などをうろうろしている)
- ② 教室や他の生徒がいないところで、一人でいることが多い。
- ③ トイレの前に立っている(立たされている=見張り役)
- ④ 暗い顔をして、誰かの後をついていく。
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると一人だけ集中的に何かを(やら)されている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。(いつも複数の者から技をかけられる側)
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる・小突かれる・蹴られる)
- ⑧ 許可を得ず、勝手に校外へ出る。(他の生徒のパシリの可能性も)
- ⑨ 何人かでひそひそ話をする生徒の視線が、特定の生徒に向けられている。
- ⑩ 教室移動のとき、いつも一人で行動している。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒な分担(重いものを持つ)をやらされている。
- ② 給食当番で、配ると嫌な顔をする。他の生徒が配ったものとかえる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある。(勝手にとられた・意図的に配らなかった)
- ④ やたらにデザートなどをくれと要求される。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 食器や食材にいたずらをされる。(箸をさす・混ぜる・かくすなど)
- ⑥ いつも一人で遅くまで食べている。(当番に迷惑がられている可能性)

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている。(冬の雑巾がけ、机つり)
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている。(分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で)
- ③ ほうきなどでたたかれたり、雑巾を投げ付けられたりしている。
- ④ ゴミをはき付けられていたり、水をかけられたりしても怒らない。

7, 部活

- ① たまに練習に遅れて、きつく責められている。
- ② しばしば、しごかれている。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられている。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう。ペアになることを避けられている。
- ⑤ 練習に行きたがらない。さぼりがちになっている。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされている。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると(先生が入れると)他者がいやな顔をする。

8, その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、学習や活動の意欲が低下し、成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、人間関係が変わった。(一緒に行動する仲間が変わった)
- ⑦ 急に係をやめたいと言い出したり、部活動を変わりたいと言ったりする。
- ⑧ 「席替えをしてほしい。」と頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される・落書される・いたずらされる)
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他の生徒の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定の手伝いをしたり、用事を頼まれたりする。
- ⑬ 学習計画ノートに不安や心配ごとをほのめかすことを書いている。
- ⑭ 学習計画ノートの字が乱雑になる。出さなくなる。

V いじめの早期対応

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合は、問題の軽重に関わらず、即座に適切な対応をしなければならない。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめに苦しむ生徒の気持ちに寄り添い、早期解決を図るために、問題は決して一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応する。まず、いじめられている（と感じている）生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行うとともに、指導体制や支援の方法を生徒指導委員会で協議、決定する。

いじめ情報のキャッチ

「生徒指導(いじめ対策)委員会の招集」

【生徒指導(いじめ対策)委員会】における対応(個人で対応せず、あくまでも組織で対応！)

正確な事態把握

<把握すべき情報(例)>

- ◆誰が誰をいじめているのか？
(加害者と被害者の把握)
- ◆いつ、どこで起こったのか？
(場所と時間の確認)
- ◆どんな被害を受けたのか？
(内容)
- ◆いじめのきっかけは何か？
(背景と要因)
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？
(期間)

- 被害を訴える生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。
- ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる生徒及び周囲の生徒からの聞き取りを行う。
- ・5W1Hを時系列になるように記録する。
- ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
- ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
- ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
- ・いじめられた生徒に寄り添いつつ、いじめた側の生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の生徒)
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- 被害生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめた側の生徒に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であることを理解させると共に、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
- 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
- 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

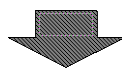
継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続
- OSC等の活用
- 道徳等を含めた教育相談の充実
(生徒の意識や態度の変容を継続的に見届ける)

いじめの解消

いじめが「解消している」とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。

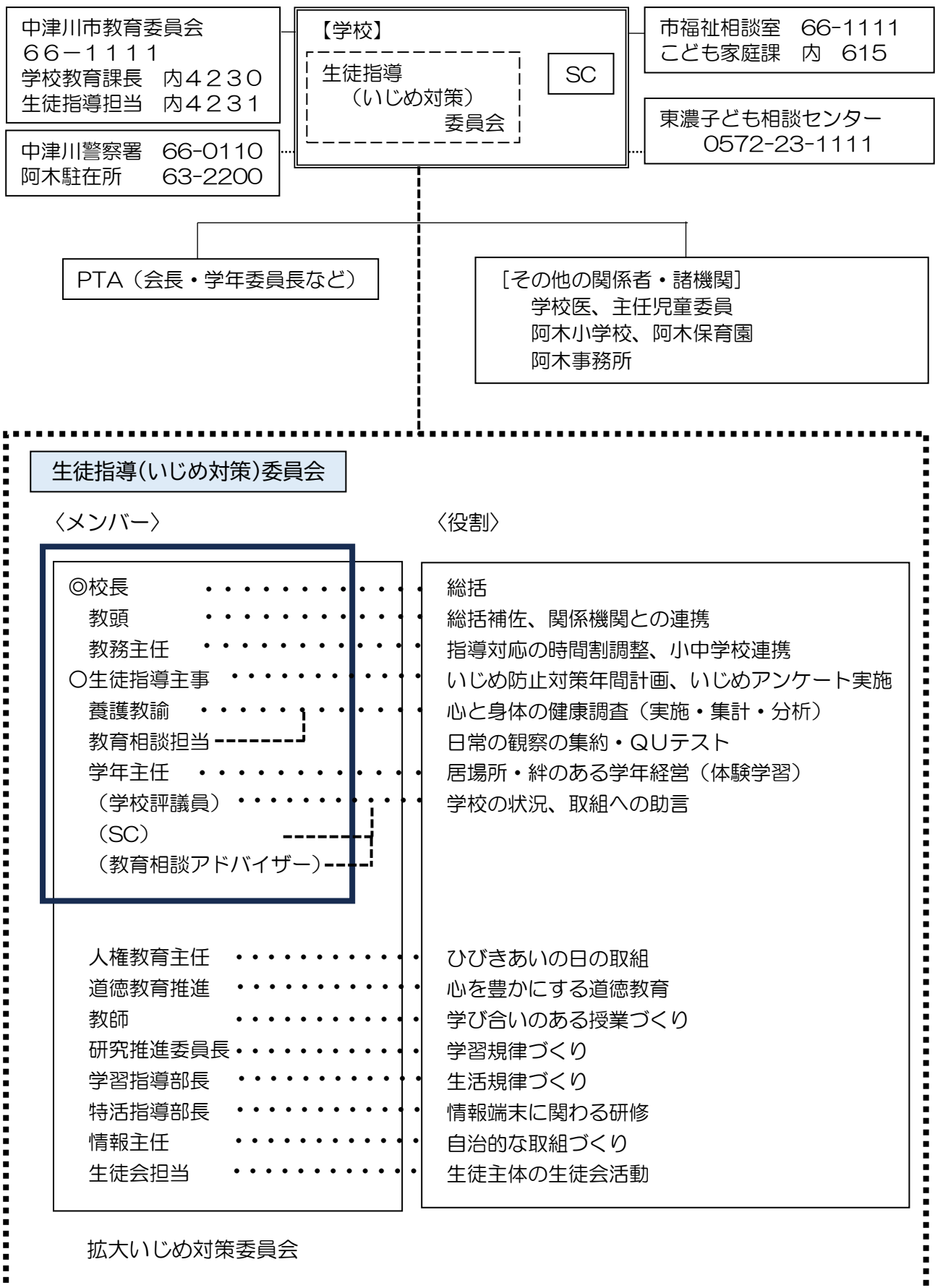


(a) いじめに関わる行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(b) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるがどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

Ⅵ いじめ防止の対策のための組織・関係諸機関との連携



Ⅶ いじめ防止対策のための年間活動計画

	主な行事	いじめ防止対策の活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・対面式 ・生徒総会…前期活動計画 ・授業参観、学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生徒指導(いじめ対策)委員会① ・生徒指導方針、年間計画等 ◆いじめ防止職員研修 ◆いじめ対策方針説明 ○心のアンケート
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年修学旅行 ・2年若狭研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○心のアンケート
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間(二者懇談) ・授業参観、学級懇談会 ・中体連市内交流戦(卓球) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆QU 検査 ◆教育相談 ○心のアンケート ◎生徒指導(いじめ対策)委員会 ・アンケート結果を受けて情報共有
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと魅力体験事業(1年) ・中体連東濃大会 ・三者懇談 ・体育大会結団式 ・夏休み前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○SOS の出し方(命の教育) ○心のアンケート ◆QU 研修(職員研修) (QU 検査をもとに情報共有)
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期生徒会役員選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導(いじめ対策)委員会 ・夏休み明けの生徒の情報交流 ・体育大会の取組に向けて ○心のアンケート
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会 ・後期組織づくり ・後期生徒総会 ・1年福祉体験 ・思春期教室、わくわく教室(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆QU 検査 ○心のアンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱発表会、懇談会 ・いのち伝え隊(2年、3年) ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆三者懇談 ○心のアンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・冬休み前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひびきあい集会 ○心のアンケート ◆QU 研修(職員研修)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明け集会 ・書き初め大会 ・新1年生半日入学 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導(いじめ対策)委員会 (冬休み明けの生徒の情報共有) ○心のアンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統を引き継ぐ会 ・授業参観、懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ対策方針説明(新入生向け) ○心のアンケート
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業奉仕作業 ・卒業式 ・次年度前期生徒会役員選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導(いじめ対策)委員会 (今年度のまとめ、次年度の方針検討) ○心のアンケート